

お体の不自由で投票所にお越しいただけない方へ



# 第26回 参議院議員通常選挙

## 郵便による不在者投票のご案内

### 対象となる方

障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

身体障害者手帳

介護保険の被保険者証

要介護区分

「要介護5」

### その他

郵便投票の対象とならない、目や耳が不自由な方、車いす利用の方は、期日前投票をご利用ください。

役場職員が介添いたします。

### 期日前投票

場所：境町役場 1階ロビー  
期間：令和4年6月23日（木）から  
令和4年7月9日（土）の  
午前8時30分～午後8時

### 問合せ・提出先

境町選挙管理委員会（境町役場総務課） 〒306-0495 猿島郡境町391-1  
TEL：0280-81-1300 FAX：0280-86-7521  
Mail：senkyo@town.ibaraki-sakai.lg.jp

### 投票の流れ

- 1 申請のための書類を請求**  
郵便等投票証明書の交付申請書類をお渡しします。  
まずは下記問い合わせ先までお問い合わせください。
- 2 郵便等投票証明書の申請**  
郵便による不在者投票ができる選挙人であることを示す「郵便等投票証明書」の交付申請をします。  
以下の書類を提出先に  
**郵送**または代理の方が**直接**ご提出下さい。  

あてはまる方どちらか

確認書類は原本をご提出ください。  
郵送の場合は必ず簡易書留で発送願います。  
確認後、確認書類を簡易書留で返送します。
- 3 郵便等投票証明書の交付**  
郵便等投票証明書と投票用紙などの申請書、確認書類をお受取り下さい。
- 4 投票用紙などの申請**  
投票用紙と郵便投票用封筒の交付申請をします。  
以下の書類を提出先に、郵便または代理の方が直接ご提出下さい。  

令和4年7月6日（水）必着
- 5 投票用紙一式の交付**  
投票用紙と郵便投票用封筒をお受け取り下さい。
- 6 投票用紙郵送**  
投票用紙に記入し、郵便投票用封筒にいれて封をし、提出先に郵送してください。  
投票受け付け期間  
令和4年7月9日（土）まで 必着



裏面もご覧ください➡